○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(三)(二)(一)

区間	後変更前	敷地の幅員	延長	備考
戸山東五一広	後	一	一四	を示す記号は、いずれも関係A・地図B・の面及び区にC・分丟
丁九島目四市	A	〇六九・〇六五	六八三・六八六キロメートル	
三五八	B	〇八五・〇九〇	〇七四・一三六	
九番本松	C	〇九〇・〇五〇	〇四六・〇四六	
七一か大	前	一二二八		
番か町	後	一二二八		
まら古飯	A	〇五〇・〇五〇		
で日田	B	〇〇・〇〇		
市田	C	〇〇・〇〇		
市字				
串大				

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二号	広島市西区南観音七丁目一八番三から同市西区南観音三丁目一番一〇まで	平成二十七年四月三十日

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(三)(二)(一)

路線名	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
百八十八号	柳井市神代字吉登	後	一	二〇・五五キロメートル
一般国道	から同市神代字江ノ尻四〇八六番一まで	前	二〇・五五	九二二・〇〇
		A	〇〇	〇〇
		B	〇〇	〇〇
		C	〇〇	〇〇

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
百八十八号	柳井市神代字吉登から同市神代字江ノ尻四〇八六番一まで	平成二十七年四月三十日
一般国道		

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成26年度の平成27年２月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成27年4月30日　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	51,726,000,000	5,552,582,937	21,416,831,901	26,969,414,838	△24,756,585,161	52.1
租税	50,670,000,000	5,461,964,004	20,735,148,050	26,197,112,054	△24,472,887,945	51.7
所得税	15,817,000,000	1,615,512,537	8,567,013,486	10,182,526,024	△5,634,473,975	64.3
法人税	10,513,000,000	2,124,285,683	2,613,544,280	4,737,829,963	△5,775,170,036	45.0
相続税	1,748,000,000	167,170,077	894,346,204	1,061,516,281	△686,483,718	60.7
消費税	15,339,000,000	924,200,848	5,312,820,570	6,237,021,418	△9,101,978,581	40.6
酒税	1,341,000,000	108,854,813	595,786,387	704,641,201	△636,358,798	52.5
たばこ税	922,000,000	88,148,472	464,522,772	552,671,244	△369,328,755	59.9
揮発油税	2,545,000,000	225,295,544	1,047,930,998	1,273,226,543	△1,271,773,456	50.0
石油ガス税	10,000,000	816,665	4,732,019	5,548,684	△4,451,315	55.4
航空機燃料税	53,000,000	4,546,081	27,615,166	32,161,248	△20,838,751	60.6
石油石炭税	613,000,000	48,886,387	276,937,838	325,824,225	△287,175,774	53.1
電源開発促進税	327,000,000	24,876,984	157,614,598	182,491,582	△144,508,417	55.8
自動車重量税	387,000,000	32,646,094	176,592,780	209,238,874	△177,761,125	54.0
関税	1,045,000,000	95,901,756	589,111,150	685,012,906	△359,987,093	65.5
とん税	10,000,000	822,036	6,560,434	7,382,470	△2,617,529	73.8
地価税	—	—	1,298	1,298	1,298	—
旧税	—	20	18,064	18,084	18,084	—
印紙収入						
印紙収入	1,056,000,000	90,618,932	681,683,851	772,302,784	△283,697,215	73.1
官業益金及官業収入						
官業収入	45,396,979	3,828,104	37,659,180	41,487,284	△3,909,694	91.3
政府資産整理収入	339,908,553	24,943,784	1,281,543,985	1,306,487,770	966,579,217	384.3
国有財産処分収入	95,420,963	18,864,591	72,365,713	91,230,305	△4,190,657	95.6
回収金等収入	244,487,590	6,079,193	1,209,178,271	1,215,257,464	970,769,874	497.0